

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

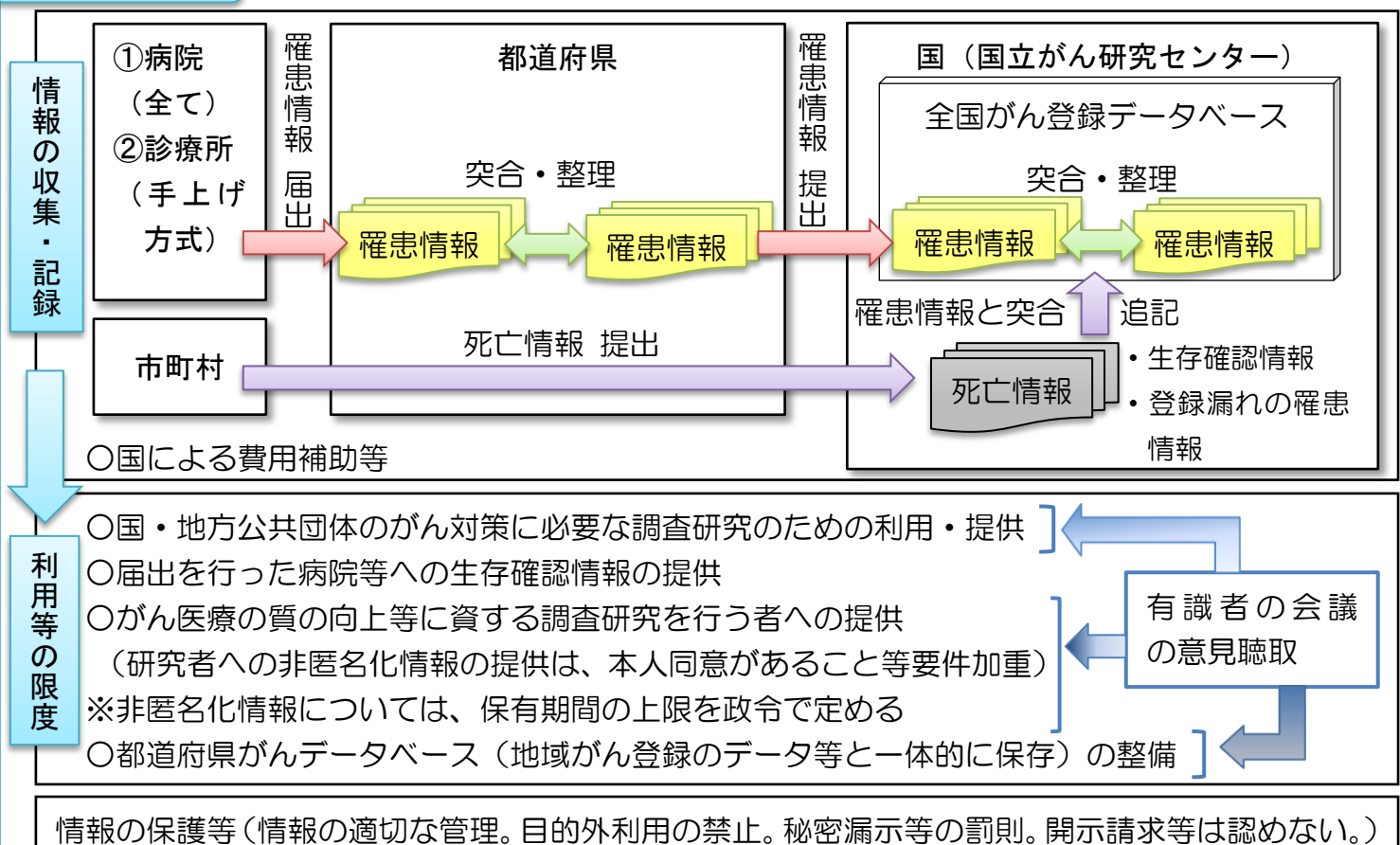
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

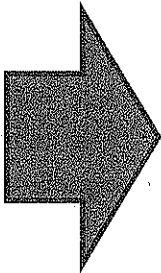
人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

がん登録推進法施行にむけた今後の予定

- 平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立。
- 今後は、平成26年は主に政省令の策定等や国立がん研究センター等における体制整備、平成27年は主に国民・関係者への周知、がん登録実務者、都道府県担当者への研修等に力を入れていく。



今後のスケジュール

年度	平成25(2013)年度												平成26(2014)年度												平成27(2015)年度												平成28年度											
年	平成25年(2013年)												平成26年(2014年)												平成27年(2015年)												平成28年(2016年)											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6									
	平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律成立																																															
	政省令の策定等(有識者 会議) 国民・関係者への周知、 実務者、都道府県担当者 への研修 体制整備等(国立がん研究センター等)																																															
	H28(2016)1月1日 より法施行予定																																															

島根県におけるがん登録の現状

	地域がん登録(県単位)	院内がん登録(施設単位)
実施主体	島根県	拠点病院等13病院 (拠点病院は、国の指定要件により実施が必須)
目的	地域のがん実態把握	施設のがん診療評価
登録対象	・県内の拠点病院等及び情報提供促進病院の28病院へ県から届出票の提出を依頼 ・遡り調査(届出票がなく、死亡票のみで把握される症例のための補足調査)は、その他病院や診療所を含めて調査依頼 ※遡り調査(2010年診断分)協力医療機関 その他病院 15 診療所 61	当該施設の全がん患者
収集項目	標準25項目	標準49項目
報告書	2007年症例から2010年症例の4冊の報告書を発行 (「島根県のがん登録(平成22年(2010年)集計)」は平成26年3月に発行)	島根県がん診療ネットワーク協議会で集計して報告書を作成、データ提出病院へ送付